

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ
交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会
合同会議（第15回）

日時 令和4年9月30日（金）10：00～12：03

場所 オンライン開催

1. 開会

○石井室長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ（第15回）および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会（第18回）の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりましてご出席いただいている委員の皆さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目、委員の先生方におかれましては、本委員会中ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を希望される際は、Teams会議の手挙げ機能で合図いただくようお願いいたします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡を致します。

その他もし何かご不明点などございましたら、事前に事務局より連絡をしておりますメールアドレスまでお知らせをください。

それでは、これからの議事進行については山内座長にお願いいたします。山内先生、よろしくをお願いいたします。

○山内座長

はい、承知いたしました。どうもおはようございます。本日の合同会議でございます。15回目ということになります。

まず一般傍聴についてですけれども、これはコロナウイルス対策に伴う政府の対応方針

を踏まえまして、インターネット中継による視聴方法ということでお願いしたいと思いません。

それから、本日の合同会議は、議題として再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について検討するということになっております。

それでは、まず初めに事務局から本日の資料についてご確認をお願いいたします。

○石井室長

はい、承知しました。インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省または国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配付資料については、配付資料一覧にありますように議事次第、それから委員名簿、資料1、こちらパブリックコメントの結果の概要でございます。それから資料2、公募における基地港湾の利用に関する考え方、資料3、これは日本版セントラル方式における調査対象区域の選定の考え方、それから参考資料としてグリーンイノベーション基金の洋上風力発電の低コスト化プロジェクトフェーズ2についてという資料をご用意しております。

以上でございます。

2. 説明・自由討議

- (1) 「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に係るパブリックコメント結果の概要
- (2) 公募における基地港湾の利用に関する考え方について
- (3) グリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」フェーズ2（浮体式実証）について

○山内座長

はい、ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事次第の(1)「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に係るパブリックコメント結果の概要ということであります。それでは、資料1のご説明をお願いいたします。

○石井室長

それでは、資料1をご覧くださいと思います。こちらパブリックコメント結果の概要でございます。

おめぐりいただきまして1ページ目です。まず、パブコメですけれども、7月14日から8月13日の1カ月間で実施を致しました。151社から1,045件のご意見を頂いております。意見提出の内訳ですけれども、事業者が801件、個人195件、それから無記名49件というふうになっております。

内容別に分類いたしますと、一番下の表でございます。まず、迅速性評価について 136

件、落札制限、それから事業実現性評価、こちら点数補正ですとか各項目の配点等に関するもの 359 件、基地港湾、それから最高評価点価格に関するもの、あとは知事意見への地元関係者意見の反映など、こちら 55 件ですけれども、こういった内容についてこれだけの件数のご意見を頂いたところでございます。

続きまして 2 ページ目をご覧ください。早速中身についてでございます。まず迅速性評価についてですけれども、上の青いところの点線枠囲いがパブコメでお示ししている運用指針の改訂案、原案でございます。その抜粋です。その原案では、事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性との観点から事業計画の迅速性を評価する。配点 20 点としております。

迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する、また事業計画の実現性を考慮して評価を行うというふうにしています。計画の基盤面、それから実行面の評価点が 5 割未満の場合は、迅速性評価は 0 点、5 割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の基盤面、それから実行面の評価点比率、すなわち配点 40 点に対する比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とするという形で運用指針の改訂案をお示しし、パブコメを募集したところでございます。

パブコメで頂いたご意見の概要がその下、1 番から 4 番でございます。

まず 1 番です。洋上風力の早期導入は重要であるため、迅速性評価の導入について賛成、それから配点はより高く 40 点とすべきといったご意見がありました。その一方で、少しでも早い運転開始を目指して地域の乱開発が行われることへの懸念や実現性の低い拙速な事業計画が提案されることへの懸念から、導入反対ないしは 20 点の配点は過大といったご意見がございました。

それから 2 つ目ですけれども、迅速性評価の導入に当たりまして、実現性の低い運転開始日の提示を防ぐため、十分なペナルティおよび不可抗力事由の設計が重要といったご意見もございました。

3 つ目ですけれども、最速の運転開始日を起点として、起点から 3 カ月ないし 1 カ月単位で減点していく方法や、事業者の予見可能性を高めるため、絶対基準（トップランナーとなる運転開始時期）をあらかじめ設定するとともに、3 カ月や 6 カ月ごとに評価すべきといったご意見もございました。また、国が設定する運転開始時期の年限を満たす以上、それらの者の中で点数差を設ける必要はないのではないかといったご意見もございました。

4 つ目のところですが、事業計画の実現性を考慮した評価、すなわち比重、比率を掛ける重み付けについてですけれども、この点については迅速性評価を相対的に重くするため、そもそも事業計画の実現性を加味する必要はないといった意見や、各海域の最高評価点に対する比率を乗じる方法とすべきといったご意見もございました。他方、事業者の予見可能性確保や事業計画の実現性を考慮できる観点から、パブコメ頂いた原案、すなわち配点 40 点に対する比率を乗じる計算方法に賛成するご意見もございました。

続いて 3 ページ目でございます。こちらが具体的に頂いたコメントをお示ししているも

のです。

まず上の四角が迅速性評価を導入する是非についてございます。導入の是非、賛成と。条件付きも含めてですけれども、主なご意見ですが、昨今の電力需給の逼迫（ひっばく）、電力料金の高騰、脱炭素化に係る社会的要請を踏まえ、一般海域の洋上風力発電の早期の導入、稼働の促進は重要。今般の見直しの方向性には賛同するといったようなご意見でございます。

それから反対のご意見ですけれども、不特定多数の事業者が地盤調査や環境アセス等の実施のため、地域に入り乱れることを懸念するといったようなご意見を頂いております。

それから配点でございます。こちら具体的なコメントですけれども、20点より高くすべきというご意見については、例えば評価点を高めて40点とすることで大幅な早期の導入を確実にすべきというご意見があります。

それから20点より低くというご意見もございます。20点は過大なので、20点も配点すると工期を1年早めるだけで工期遅延による逸失利益や罰則を上回る効果が得られる。実現可能性の低い工期工程を組む事業者が現れることを懸念すると。また10点にすべきといったようなご意見もございます。基地港湾の利用可能時期や系統接続可能時期が相当先のケースにおいては、それらが計画上のクリティカルパスになる可能性が高く、事業者間で差がつかなくなることが予想されるというご意見でございます。

続いて4ページ目でございます。こちらは迅速性評価の続きですけれども、満点の考え方についての具体的なご意見です。迅速性評価の基準日は絶対基準でなく、各事業者の提案を基にして、最も早い運転開始日を提案した事業者案を基にする相対基準とすべきというご意見もあれば、一方で地点ごとの系統状況や港湾状況等を適切に踏まえて絶対基準を設定、公表いただきたいというご意見もございました。

それから点差ですけれども、点差付けについては、原案では1年単位でやっておりますけれども、それに対して1カ月単位で減点する方法とすべきというご意見ですとか、運転開始日の評価は1年ごとではなく、トップ評価の基準に対し3カ月または6カ月ごとにすべきというご意見もございました。それから、運転開始の早さを事業者に競わせるのではなく、国が設定する必要な運転開始の年限に間に合うかどうかを論点とすべきであり、当該年限を満たす者の間で特に点数差を設けるべきではないというご意見もございました。

そして重み付け、乗じる比率の考え方ですけれども、それについては事業計画の基盤面、実行面が重複評価になるので、迅速性評価は運転開始時期のみで評価すべき。事業計画の実現性を加味する必要はないというご意見ですとか、運転開始時期に関する絶対基準での評価と同様に、事業計画の実現性に関しても例に記載のとおり、絶対基準で評価することで整合性が保たれ、事業者にとっての予見性が高まる。事業計画の実現性を十分考慮して評価を行う点について賛成であると。それから、原案では迅速性の評価点20点の重みが相対的に軽くなる。配点40点に対する比率ではなく、各海域の最高評価点に対する比率を乗じる計算方法とすべきといったご意見がございました。

続いて5ページ目でございます。これらのパブコメで頂いたご意見を図示ないしは可視化したものがこちらのグラフになります。まず、案2としておりますのがパブコメにかかせさせていただいた原案でございます。ちょうど下の表で言うと真ん中ですけれども、案2ですけれども、2031年4月1日を基準日として、基準日よりも早ければ5点、1年以上早ければ10点、2年以上早ければ15点、3年以上早ければ20点というふうに段階的に評価をするというものです。政府のエネルギーミックス2030年度が基準になっておりますので、それを起点にこのような評価方法を原案でお示したものです。

それに対して案1でございます。案1は左側でございます。これはパブコメで頂いたご意見を図示したものですけれども、最も早い運転開始日を20点とし、最速の運転開始日から例えば3カ月ごとに1.25点ずつ減じて評価をします。ただ、2031年4月1日以降は一律0点というものでございます。

それに対して一番右側でございます。案3というのをお示ししています。これ2031年4月1日を基準日としまして、基準日までの運転開始を一律20点、以降の運転開始を一律0点というふうに評価をするものでございます。

それぞれの特徴と留意点ですけれども、それを下の表のところにお示しをしています。まず案1の特徴、留意点ですけれども、早期運開のインセンティブが大きい、それから事業者の予見可能性が低い、事業者選定後にスケジュールの遅延等により変更が生じると、評価そのものが大きく変わる可能性がある、計画の実現性を軽視した運開予定日の設定の可能性があると。

案2の特徴、留意点ですけれども、事業者の予見可能性が高い、案3と比較して早期運開のインセンティブが大きい、基地港湾の利用可能期間の制約を踏まえ評価段階を設定することで満点を得ることが可能、計画の実現性を軽視した運開予定日の設定の可能性があると。

それから案3については、事業者の予見可能性が高い、計画の実現性を軽視した運開予定日の設定を抑制できる、一層の早期運開のインセンティブは小さいというものでございます。

続いて6ページ目ご覧いただければと思います。こちらは乗じる比率、すなわち重み付けの方法案の比較でございます。頂いたご意見を踏まえると、下の案①、案②がございません。

まず案①のほうです。これはパブコメの原案でございますけれども、こちらは計画の実現性、すなわち運開日の確からしさにもつながるものですけれども、その観点を考慮するため、計画の実現性の評価点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性の評価点比率、これは配点40点に対する比率を乗じた値を計画の迅速性の評価点とするというものです。

一方で案②ですけれども、こちらは各海域の最高評価点に対する比率でございます。事業計画の実現性の評価点が5割未満の場合は0点、ここは一緒です。一方で5割以上の場

合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性の評価点比率、ただ、ここについては各海域の最高評価点に対する比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とするというものでございます。

それぞれの特徴、留意点ですけれども、まず案①をご覧いただければと思います。案②と比較して、事業計画作成段階で、事業者は迅速性評価点を高めるために事業実現性の評価点を少しでも優れたものにしようとするインセンティブが働く。事業計画の実現性の満点40点に対する得点の比率を乗じるため、公募参加者の提案水準に左右されずに、事業計画の実現性の内容を十分に考慮した迅速性の評価が可能。案②と比較して事業計画の迅速性評価点について事業者の予見可能性が高い。それから、迅速性評価点が案②と比較して低く抑えられる可能性がある。

一方で案②のほうの特徴、留意点です。海域ごとの特性の違いやそれによる評価点の傾向、分布の違いを考慮した事業計画の実現性の評価を踏まえ、迅速性の評価が可能。ただ、評価点比率が相対的に決定されるため、公募参加者の提案水準が総じて低い場合には、事業実現性の評価が低くても高い迅速性評価点が取れる可能性がある。それから案①と比較してより高い評価点を得られる可能性がある。他の公募参加者の実現性評価点が低ければ自らの実現性評価点が低くても高い迅速性評価点を取り得ることから、計画の実現性を軽視した運開予定日の設定を防ぐため、案①と比較して重いペナルティが必要となる可能性があるというものでございます。

続きまして7ページ目ご覧いただければと思います。こちらは変わりました落札制限についてでございます。パブコメを頂いた原案については、公募参加者一者当たりの落札数の制限に関する事項としてこのように記載をしておりました。同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一者当たりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施に当たっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明（れいめい）期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募ごとに適用有無等を検討するというものでございます。

頂いたパブコメ意見の概要でございます。洋上風力の産業育成の観点から落札制限の導入に賛成するご意見があった一方で、予見可能性の低下、規模のメリット喪失、評価の低い事業者が繰り上がるリスクなどの懸念から導入に反対するご意見もございました。なお、賛成意見の中にも、予見可能性が低くなり事業計画の立案が困難になるため、国内洋上風力産業の黎明期の定義ですとか制度を実際に実施する時期を明確にすべきといったご意見がございました。

8ページ目でございます。具体的に頂いたご意見ですけれども、導入の是非、賛成、反対と分けておりますが、賛成のほうで言いますと黎明期に寡占化が進むと、参入事業者が限定され、コスト低減に向けた取り組みが止まる。事業者数が多いほど低コスト化が促進され、洋上風力の産業育成が進む。落札する事業者が限られると、その事業者、施工業者、

風車メーカー等に予測できない問題が生じた場合、日本の洋上風力事業が止まってしまうリスクがある。事業予見性を高める観点から、黎明期の定義、具体的な期間、どの海域が同時に公募にかけられるのかなどについて、公募開始の前に十分な時間的余裕を持って明確にすべきというご意見でございます。

反対のご意見についてです。どの区域がいつ公募にかけられ、落札制限が適用されるかが不明瞭な中で、事業者の予見可能性が低下し、事業計画の見直しが必要となったり、事業計画の立案が妨げられてしまう。規模のメリットが失われるため、供給価格を上昇させてしまう。風車メーカー等の日本への投資意欲が減衰する。1位と2位の点差が開いている場合、評価の低い事業者が不当に繰り上がるリスクがある。コンソーシアムの組成に際し他海域における参加企業の活動について情報の開示が必要になるが、このような情報交換は談合のリスクを助長することになるといったご意見でございます。

続きまして9ページ目でございます。こちらは事業実現性評価点についてでございます。パブコメにかけさせていただいた運用指針の改訂案、原案ではこのように記載しておりました。事業の実現性に関する要素は、事業の実施能力、それから地域との調整や地域経済等への波及効果という観点から評価することとすると。具体的には配点についてはそちらの表にございますように、事業の実施能力80点のうち、例えば上から2つ目の計画の基盤面、その中で事業実施体制、実績10点、それからその下ですけれども、計画の実行面20点の内訳については運転開始までの事業計画15点、運転開始以降の事業計画5点というような形で評価点の案をつくっております。

これらの各評価項目の合計点を基礎としまして、事業実現性評価点についてはその上の計算式ですけれども、事業実現性評価点については当該提案者の評価点を公募参加者の最高評価点で除した者に対して120点を乗じるという形で計算する案でお示しをいたしました。

続きまして10ページ目ご覧いただければと思います。これに対して頂いたパブコメの意見の概要でございます。1つ目ですけれども、現行の価格偏重の評価体系が見直されるため、事業実現性評価点を補正する、すなわち先ほどご説明した120を乗じるという案ですけれども、これについて賛成するご意見がございました。

2番です。他方で、そもそも、今回の見直しによって評価の考え方が明確になったので、事業実現性評価点も満点を取りやすくなったことから、補正は不要といったご意見もありました。また、補正により価格評価の相対的な低下を懸念するご意見もございました。さらに、落札制限を適用する時のみ、海域間比較に限定して補正するべきといったご意見もございました。

下が補正の是非、賛成、反対の具体的な意見をお示したものです。

まず賛成のほうです。価格点は価格水準によらず最も低い価格であれば自動的に満点となる相対評価である一方、事業実現性評価点は各項目の評価基準を完全に満たさないと満点にならない。したがって、制度として不整合を内包している。価格偏重の評価体系を見

直す正しい方法であるというご意見です。

それから反対のご意見です。今回の評価基準の明確化により、事業者における評価の予見性の向上、かつ透明性も向上したが、このように絶対評価的な考え方を採用している以上、事業実現性の最高評価点を無条件に 120 点にした場合、今回明確になった事業実現性評価をゆがめることから反対。事業実現性が乏しい計画であっても、補正によって引き上げられて評価されることで、相対的に価格点の比重が下がる。これは再エネ海域利用法の基本方針に合致しておらず、合理的とは言えない。各事業者の獲得できる評価点が予想しづらく、入札戦略検討が困難になる。仮にやむを得ず補正を行う場合、落札制限時の海域間比較にのみに用いるべきだというご意見でございます。

続いて 11 ページ目お聞きください。こちらは各項目の配点についてのご意見がございました。パブコメ意見概要のところですが、運用期間は 20 年以上にわたることや、維持管理は売電収入確保に直結することから、運転開始以降の事業計画の点数を 5 点から 15 点へ引き上げるべきといったご意見がございました。

それから、事業実施実績は開発力に直結する要素であるため、事業実施実績の配点を 10 点から第 1 ラウンド同様の 30 点にすべきといったご意見もございました。

続きまして、12 ページ目お聞きください。こちらは基地港湾に関するご意見でございます。パブコメにかけさせていただいた原案では、発電設備の設置、維持管理に必要な人員、物資の輸送に関して、促進区域と一体的に利用できる港湾、当該港湾内の埠頭、当該埠頭の諸元、利用条件を公募占用指針において明記するというふうに記載をしておりました。

これに対して頂いたご意見でございます。パブコメ意見の概要ですが、異なる海域間の公募占用計画で基地港湾の利用期間が重複した際の評価、事業者選定のルールを明確化すべきといったご意見がございました。また、利用期間の重複を防ぐため、他の基地港湾は利用できないこととすべきといったご意見もありました。

下が具体的なご意見をお示ししたものになっております。近傍の促進区域において同時に公募が行われる場合、他の促進区域の基地港湾の利用を前提とした公募占用計画の提出は認められるのか。認められる場合、異なる海域間の公募占用計画で基地港湾の利用期間が重複した際、どのように評価、事業者選定されるか明確化すべき。

事業者選定後の基地港湾利用の再調整による工程遅延を防ぐため、公募占用指針に示された基地港湾以外の港湾は、発電設備の建設に利用できないこととすべきといったようなご意見がございました。

続きまして、13 ページ目お聞きください。こちらは第三者委員名の公表についてでございます。パブコメにかけさせていただいた原案はこちらのとおりでございます。

その下、パブコメ意見の概要でございます。再エネ海域利用法の公募は、国の財産使用に係るものであり、透明性、公平性の観点で公表は必須とする意見がございました。委員への働き掛けについては、ガイドラインの作成、失格要件等により防止できるといったご意見がございました。また、公表のタイミングについてですが、公募開始時や事業

者選定時に公表すべきといったご意見もございました。

他方で洋上風力事業の規模感、注目度の高さから、委員への働き掛けが生じることを懸念され、公表に反対するご意見もございました。

具体的なご意見、下の表でございます。賛成のほうからです。公募開始時に委員名を公表することが望ましい。公平性、透明性を担保する必要がある。働き掛けの防止については、ガイドラインの作成、失格要件等により達成できるのではないか。それから、選定事業者の公表時に委員名の公表をすべき。国の財産使用に係る公募であり、透明性、公平性の観点で公表は必須と。なお、北九州港における洋上風力の公募でも事業者選定時に委員名が公表されているというものです。

一方、反対のご意見です。委員名の公表については、巨額な投資が必要となる事業であり、事前、事後にかかわらず委員へのさまざまな働き掛け等が出てくると考えられるため、委員名は非公表とすべき。北九州港の事例とは規模感、注目度も異なる。公募参加者や国民の関心は、公募事業者の評価結果に尽きるが、それに加えて第三者委員の資質が重要であり、評価者個人名の公表よりも、委員の属性や経歴等をより丁寧に公表することが重要というご意見でございます。

続きまして、14 ページ目お開きください。こちら最高評価点価格に関するご意見でございます。パブコメにかけさせていただいた改訂案原案では、F I P制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で最高評価点価格を設定する。提案価格が最高評価点価格以下の場合は、当該価格点を一律 120 点とする。また、最高評価点価格を下回る価格の提案があった場合、最高評価点価格以上の価格を提案した者の価格点を算出する際は、算出式における最低入札価格は最高評価点価格とする。最高評価点価格を設定する場合には、調達価格等算定委の意見を聴取し、これを尊重して定めるという原案でございます。

これに対してパブコメで頂いた意見の概要です。原案について、国民負担なしレベルの基準価格を公募評価上同等と見なすのは合理的といった賛成意見がございました。また、事業者の予見可能性の確保、公募における透明性確保の観点から、最高評価点価格は公表すべきといったご意見がございました。さらに、価格水準のみならず設定根拠の開示を求めるご意見もございました。

他方で、最高評価点価格を設定し公表すると、各入札者の提案価格はほぼ最高評価点価格に張り付いた形になることを懸念し、導入、公表に反対といったご意見もございました。

具体的なご意見、下の表でございます。賛成についてですけれども、プレミアムゼロすなわち国民負担が発生しないレベルの基準価格を公募評価上同等と見なすのは合理的と。この賛成意見の中でも公表、非公表について意見がございました。

まず、公表賛成ですけれども、非公表となると予見可能性が損なわれ、収支計画をはじめとした入札戦略の立案に大きく影響する。ターゲット価格を事業者に示すことで、サプライチェーンに関わる関係者が一体となって、最高評価点価格を目標に、洋上風力の発電コスト、供給価格の低減に向けて工夫を凝らし、努力を継続するための目安となる。それ

から、公平性、透明性の観点から、公表をお願いしたいというもの。

公表反対については、事前公表することは、価格を一定レベルに固定化する誘因となることから好ましくない。非公表とすることで、より価格低減、プレミアムゼロの可能性が高まる、そういう方向に誘導される仕組みとなり、これは国民負担低減の観点から望ましい。

一方で反対のご意見です。導入反対のご意見については、最高評価点制度は公募による市場競争を阻害し、電力価格の高騰を誘引するものである。最高評価点価格を設定し公表すると、各入札者の提案する価格はほぼ最高評価点価格に張り付いた形になることが容易に予想される。将来にわたって市場価格を正確に予想することは不可能であり、F I P プレミアムが生じないと確実に言えるほど市場価格を十分に下回る価格を設定することは不可能というご意見でございます。

続いて 15 ページ目でございますけれども、これは第 12 回の合同会議でお示した資料でございます。参考として付けさせていただいておりますが、最高評価点、名前が非常に誤解を与えるような名前になっておりますが、あくまで入札される方の入札価格、すなわち基準価格が市場価格よりも十分低い、すなわち国民負担の発生しない、プレミアムが発生しないような価格で設定をするという案でございます。その内容が再度分かるようにと考えまして、参考として前回の資料を付けさせていただいております。

そして最後、16 ページ目でございます。こちらその他ということでございますけれども、今回パブコメにかけさせていただいた原案では特に記載がないものなんですけれども、ご意見を頂いたものとして示させていただいております。そこでございますように、F I P 制度への移行に伴う売電先に関するご意見がございました。これについて2つの面からご意見頂いておりますので、ご紹介するものでございます。

パブリックコメントの中では、相対取引の活用によって、発電コストベースでの価格競争ではなくなることで、公共の海域を占有するにもかかわらず、売電先が特定企業に偏る恐れがあることなどを理由に、原則市場売電を義務付けることを求める意見がございました。

他方で、市場売電を義務付けると、基準価格をより一層低く抑えるための事業者の創意工夫が阻害され、国民負担の抑制の阻害につながることで、需要家の再エネ調達を選択肢、地産地消などを狭めることを指摘するといった上記意見に対する反対意見も同時に出されたというところでございます。

資料 1 については以上でございます。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。パブリックコメントを実施させていただいて、1,000 件というかなりの数が寄せられました。それで特徴的なのは個人の方もかなりの方のご意見を寄せられたということでもあります。事務局のほうで以上のように対応していただきました。これに対して皆さんご意見を伺いたいと思います。

それで冒頭にありましたように、手挙げ機能を使って発言のご趣旨をお伝えいただければと思います。

資料2について事務局からこの後説明していただいて、その後議論ということにさせていただきます。資料2をお願いいたします。

○加賀谷室長

はい、承知しました。それでは、引き続き資料2について説明させていただきます。先ほどのパブリックコメントの概要の説明でも基地港湾の利用についてご意見頂いております。今後の公募に向けて考え方をまとめる必要があります、この資料をまとめさせていただきます。

次お願いいたします。これまでの公募では公募占用指針で示された促進区域と一体的に利用できる港湾に限らず、他の港湾の利用を前提とした公募占用計画の提出も認めてございました。

今後の公募でございますけれども、既にこれまで公募で選定されている事業者などが基地港湾の利用を予定していることなどによりまして、基地港湾によって利用可能な期間が異なるケースが想定されるということでございます。このため、近傍で複数の促進区域において同時に公募を実施する場合には、各事業者が想定する開業予定時期などに合わせて利用可能な基地港湾を選んだ結果、基地港湾の利用期間が重複するといった恐れがございます。

以上のことから、事業計画の予見可能性、基地港湾の効率的な利用の観点を踏まえまして、近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する際の基地港湾の利用についてルールを定める必要があると考えております。

先ほどご紹介させていただいたパブコメの意見も踏まえまして、2つの意見が考えられると思っております。

まず案1ですけれども、公募占用指針に記載されていない基地港湾の利用は認めないということになります。案2については、これまでどおり他の基地港湾の利用を認め、利用重複時の選定ルールを公募占用指針に定めるということになります。

それぞれの案の特徴と留意点について下のほうで説明させていただきます。

まず案1でございますが、促進区域と基地港湾が1対1の関係になっておりますので、重複した利用計画といったものが提出されません。このため事業者にとっては予見可能性が高いという案になります。

一方で基地港湾の利用可能期間の制約によって、促進区域と基地港湾の組み合わせによっては、早く運転開始が可能な利用計画が策定できないなど、運転開始時期の制約が生じるといった場合も想定されます。

案2についてですけれども、特徴と留意点としまして、基地港湾の相互の利用を可能にするということで、基地港湾の効率的な利用や早期の運転開始を促すことが期待できるという案になります。

また、この案の場合では、異なる促進区域間で利用が重複した場合の選定ルールをあらかじめ公募占用指針において定めておく必要があるということになります。

次お願いいたします。参考までに基地港湾の情報をお付けしておりますけれども、2ページ目なんですけれども、現在4港の基地港湾が指定整備されているところがございますけれども、今後追加の整備指定等必要性が高まった段階で随時進めていくことになるんですけれども、こうした既存の基地港湾を最大限に活用して、効率的に運用することと、それに伴って早期の運転開始を促していくといったことが重要だと思っております。本日またご意見頂きまして、次回以降の合同会議において具体的な案を提案させていただきまして、最終的に公募占用指針にルールを定めていきたいと考えております。

資料の説明は以上になります。

○山内座長

はい、ありがとうございました。大変失礼いたしました。資料2も含めて皆さんからご意見を伺うということでございます。

それでは、質疑応答と自由討議等の時間とさせていただきます。先ほど言いましたように手挙げ機能で合図をお願いしたいと思います。ご発言時以外はビデオをオフ、それから音声ミュートの状態ということでお願いいたします。順次ご指名させていただきます。

いかがでございましょう。ご発言ご希望の方いらっしゃいますでしょうかね。さっき言いましたけれども、事務局のほうでかなり綿密にパブリックコメントさせていただいてると。桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。パブコメの取りまとめ、ありがとうございました。私は、前回の委員会場で3つの点、具体的には、迅速性評価の配点、落札制限、事業実現性評価の点数補正の点について反対の意見を表明いたしました。今回のパブコメの結果を見ますと、これらの点についてやはり賛否の意見が分かれる点だということが改めて浮き彫りになったものと思います。

これらの点について、賛否についての主な意見について、今ご説明も頂き、資料も拝見いたしましたけれども、私としては前回申し上げた反対の意見を撤回すべきと思うようなものは出てきていない、むしろ考えていた以上にいろいろなご懸念があるのだなと思ったというのが率直なところでございます。その上で、幾つかコメントさせていただければと思います。

まず迅速性評価についてです。3ページに記載された配点をどうするかという点について、私は20点は過大ではないかという意見であり、その理由は前回申し上げましたので、ここで再度繰り返すことは致しませんけれども、国民負担の抑制を重視する観点やこれまで積み重ねた運用指針の考え方などを踏まえると、早い計画を出せばよいという方向での議論にくみすることはできず、少なくとも20点より高い配点を、40点をとった意見を取り入れる余地はないのではないかと考えております。私は20点より低くすべきという意

見ですが、そうはいつでもそろそろ議論を取りまとめていかななくてはならない段階にもあり、仮に20点の配点とするのであれば、6ページのところの事業実現性の重み付けのところを案1を採ることでバランスを取るべきだと考えております。

それから7ページから8ページの落札制限ですが、こちらにも反対意見のほうに傾聴すべき指摘が含まれていると思います、引き続き導入には反対でございます。仮に黎明期だからという理由で導入する場合には、パブコメの意見を拝見しても、最低限黎明期がいつまでを意味するのか、次のラウンド限りなのか、その後も続くのであればいつまでなのかを明確にすべきものと思います。この点は事業者側の予測可能性の観点、それからグローバルに魅力的な市場に育てるといった観点からも重要ではないかと思っております。

また9ページから10ページの点数補正の点、これも反対の意見を述べた点であります、こちらにもパブコメの意見を見ましても意見が変わるものではないのですが、仮にこれを入れるのであれば、落札制限の比較のために必要といったご説明があったことも踏まえ、落札制限を黎明期に適用されるのであれば、その期間のみということではないかと考えております。

それから、14ページの最高評価点価格のところですが、事業者側の理解にも齟齬や誤解があるようにも思われるので、どの水準の価格が想定されているのか、参考資料で先ほどご説明いただきましたけれども、丁寧に分かりやすいご説明を行っていただいて、早めに明確化を図っていくということが重要ではないかと思っております。

それから16ページの市場売電義務付けの点ですが、公共の海域を占有するから市場売電を義務付けるというのは全く理のない話だと思います。FIP制度に移行することで事業者の創意工夫を促して、国民負担を軽減するというのが狙いなわけですが、市場売電を義務付けると、そういった事業者側の創意工夫の余地が狭まり、結局のところ国民負担が増える方向に働くことが予想され、国民にとっては全くありがたくない話ということになります。また、法律に基づいて選定された事業者も別にただで使うわけではなくて、ちゃんと利用料を支払って利用するものでもあります。それから、ファイナンスを組成する上でも市場売電を義務付けることが制約要因にならないかという懸念もあるように思います。いずれにしても市場売電義務付けというのは、結局のところ国民負担の軽減という方向性に逆行するものと思われ、反対です。

最後に12ページの基地港湾の点は、パブコメでのご指摘は非常に重要だと思いますので、しっかり整理する必要があるものと思います。この点、資料2で考え方の整理の案を出していただいておりますが、確かに案2はうまく利用していこうという方向性のものではありませんが、複数の入札が同時並行する中で、他の区域の入札結果によって影響を受ける、つまり促進区域Aで入札が一番でも、促進区域Bの入札結果が一番がひっくり返るというようなことになる、重複するとそういうことを予想しなくてはならなくなると思いますが、そうすると予測可能性のある合理的で透明性の高いルールが本当につくれるのか、非常に疑問に思っております。そうした透明性が高くて合理的なルールづくりができないのであ

れば、やはり案1で行くしかないのではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次、原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。政策投資銀行の原田でございます。

まず私も桑原委員同様、これだけの意見が出てきたということは、本当にこの分野に関する関心の高さと市場参加者の皆さまがいろいろ分析されているということかと思ひまして、改めてパブコメの意義というのは高かったかなと思ひますし、これだけの取りまとめと適切な分析をしていただいた事務局に感謝を申し上げます。

今の桑原委員からもございましたファイナンスの面からについて、特に私のほうからは意見を述べさせていただきたいと思ひます。

わが国においてF I Pに基づいたある程度の規模のファイナンスというのは、まさにこれからつくっていくというステージでございます。特に風力については、F I Pのプレミアムの長期予測はかなり難しいというのが私どものこれまでの分析でもそういう理解であります。そういうことで、われわれDB Jも含めた金融機関もストラクチャー上、相当な創意工夫を迫られているという事態でございます。

その中で需要家によるコーポレートP P Aで一定の安定収入を確保するというのは、ファイナンスを付けやすくするという点では極めて重要と思っております。ファイナンスコストが下がっていくということは、結果的にコストが下がっていくということでございますので、ファイナンスという面だけではなくて、市場全体としても非常に重要なと思ひます。

一方で出力が洋上風力極めて大きいので、単独の単一のオフテイカーで全て吸収することは困難であると思われまふ。その際には複数の需要家、需要のいろいろな性格が違ふオフテイカーですとか、オフテイクの期間をうまく組み合わせるといふ業務計画上のフレキシビリティを確保するという事は重要だと思っております、その点から市場売却の義務付けといふのはすぐわなないのではないかなと思っております。

もちろん一部の電力を地域の新電力会社さんであったり、地域の企業さんに供給するといふような工夫といふのは、地域貢献の観点からもしっかりと高く評価すべきと考えております。

この委員会の議論の範囲ではないという理解ではあるんですけども、そもそもF I Pを導入ということであれば、それに伴うインバランスを調整する市場の透明性を高める、それからアグリゲーターを育成するといふことは引き続きぜひご努力いただきたいと思っております。日本の洋上風力の競争力という観点からも、洋上風力の市場は国際的なプラクティスにできるだけこれからキャッチアップしていくといふことが重要であり、その観点からも政府にはぜひ引き続き取引市場の透明性と使い勝手の良さ、それから有効に市場

を機能させていくためにはアグリゲーターを含めた参加者を増やしていくという努力が必要ですので、ぜひその努力をお願いしたいと思っております。

港湾につきましても、重複する場合の対応について、私自身もこの委員会で何度も検討をお願いしておりまして、今回お示しいただいたことについては大変ありがたく思っております。

先ほど桑原委員は、案2がうまく機能しない場合は、案1というお話をされましたけれども、私としてはぜひ案2がうまく機能するように工夫をしていただきたいと思っております。ただ事業者から見れば2つの事業計画を策定しなければいけないという負担がある意味倍になるということですので、選定ルールは公平にかつ公平性をしっかり担保するように制度を工夫していただきたいというように考えております。

以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にご発言ご希望いらっしゃいますか。石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員

東京大学の石原ですが、今回の取りまとめ、非常に大変な作業というふうに感じていまして、心から敬意を表します。私からはやはり3点についてコメントさせていただきたいんですが、前回にもコメントした内容はほとんど変わらないんですが、もう少し具体的に話させていただきたいと思います。

1番目は迅速性評価についてですが、何で迅速性を評価しなきゃいけないかということをも明確になれば、当然そういったことが重要であるということをおもわれますし、迅速性が重要ではないと思われれば、反対の意見になると思われませんが、個人的にはエネルギー政策の確実な実現および洋上風力発電の導入拡大の観点から、事業計画の迅速性を評価することが極めて重要です。早く事業を着手でき、確実に実現できるプロジェクトが洋上風力の導入拡大に大きく貢献すると考えています。

諸外国もいろいろな段階分けて導入する時、必ず早く導入されたチームにインセンティブを与えています。具体的にFITの金額を変えるか、それが1つの考え方ですが、今回は日本においてはそのような制度は導入されていませんので、インセンティブはどういう形で与えるかということをおもった時、事業の迅速性を評価することが唯一の方法ではないかと考えています。したがって、具体的にページ5の案に運開予定日に関する絶対基準を設定して、段階的に段階評価という案2についてはいいんじゃないかと思っております。

また6ページの案2、各海域の最高点に対する評価でよいのではないかと考えています。後で1対1の比率のところでおも事業性の評価を担保されれば、案2でいいんじゃないかと思っております。

2番目は落札制限について、それも目的が何なんですかと。それが必要かどうかということをおも判断する時の基準になるのではないかと。競争環境の維持と風力発電、洋上風力発電

産業の健全な発展を実現するためには、黎明期において何らかの措置を取る必要があるのではないかと考えています。特に産業育成の観点から言うと、事業者およびメーカーの多様性を担保する仕組みが極めて重要と考えています。

ただ、パブコメの中にもいろいろご意見もあるように、国内の洋上風力の黎明期のみ実施するということが考えているのであれば、黎明期を明確に定義したほうがよいと考えています。

例えば一案として、2030年の国の導入目標 5.7GWを実現され、さらに日本版セントラル方式が導入された時期、黎明期の定義というのを1つの考えになるんですが、その点については今後議論されればと思います。

3点目については、事業実現性の評価について、これまでも申し上げたように、供給価格と事業実現性の評価について1対1で評価する、最初にこの委員会で明確にしたことで、この点については賛成いたします。しかし、前回、入札の供給価格のみ重視されている印象が与えられたと思われましたので、改訂案の9ページに示されたように、事業実現性の評価、要するに評価点算定式について提案されて、その案を実施されれば1対1の評価が確実に実現され、供給価格および事業実現性の両方からバランスよく洋上風力の発展を推進できるというふうに考えていますので、9ページの改訂案に示された評価点算定式について賛成いたします。

4番目について、港湾の利用に関しては、まさしく今意見あるように、港湾は国民の財産であり、最大限に利用していくことが当然のことであり、これが余って使えないということは避けたいと思います。一方で事業者の負担を考えると、あるいは今後どうなるか今予見できないんですが、現時点では例えばラウンド2においては、秋田県に関する案件で言うと、特別なケースかもしれないんですが、秋田県には2つの港湾ありまして、これは別々の港湾として考えた場合は、どちらの港湾がうまく利用できないということが発生する恐れありますので、1つの案として基本的には案1なんですが、この2つの港湾同じ県内にある、あるいは非常に近くにある場合は、一体運用ということを考えて事業者が計画する際に、秋田港と能代港の両方の計画を考えていただいて、その後選定する際にはうまく港湾を最大限に利用するというような案が考えられるのではないかと。

具体的な案は国交省のほうでいろいろな考えがあるんですが、全国どこでもいいというようなやり方すると、やはり事業者の負担が非常に増えるのではないかと心配していますので、基本的にそれぞれの地域の重点港湾をうまく利用して、なおかつ国民の財産である港湾そのものを、国民の財産というか、公共財産ということをうまく利用することを考えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。石原委員、事務局のほうから1点確認を。

○石井室長

事務局でございます。石原先生、どうもありがとうございます。先ほど6ページ目のところで重み付けのところについては案②がいいのではないかというお話ありましたけれども、理由含めてご説明いただいてもよろしいでしょうか。事前にお伺いしていたのと少し違うかなという気がしたものですから。

○石原委員

要するに点数で評価するのか、比例で評価するのか。先ほど申し上げたように、もともと迅速性に対して評価していただくということが重要と考えています。その時40点にするのか、それとも20点にするのか、そこの辺の話が仕組みが私自身完璧に理解できていないところがあるんですが、基本的に迅速性を評価して、あと点数の配分についてはいろいろな考え方があるので、120点後ろのほうできちんと評価されれば、案2でもいいかなと思っていました。今、案②の各海域の最高点に対して比例にするという意味です。

○石井室長

ありがとうございます。先生、恐らくこちらの資料が複雑で申し訳なかったんですけども、運転開始日によって変わってくる20点、15点、10点、5点の点数に乗じる比率のことをごさまして、案①、案②ですけれども、これは運転開始日の確からしさを評価するための事業計画の実現性の点数、合計点40点に対する比率が何点なのかというふうに乗じるのか、それとも各海域の最高点でそれを分母に持ってきて、当該事業者の計画の実現性の点数を分子に持ってきた値で乗じるのか、その違いを示したものです。120点に引き延ばすという話とはここは別物でございます。

○石原委員

実はそこも私がまだ十分理解できていないので、いずれにしても案1、案2については、ちゃんと評価すればいいと思っております。今の案、乗じる時のやり方が十分理解していないところがあって、この点についてはどの案でもきちんと評価できればいいと考えているので申し上げます。

○石井室長

ありがとうございます。

○山内座長

基本的に迅速性を十分に発揮できるような、そういうインセンティブ、そういうことですね。

○石原委員

そのインセンティブをきちんと与えて、案1、案2というのは多分いろいろな意見ありますので、最終的に事務局のほうで案を提示していただければ、また次回、私自身もうちょっとここを勉強して理解して、またコメントさせていただければと思います。基本的には迅速性評価について評価すべきだと思っています。

○山内座長

ありがとうございました。次のご発言は飯田委員にお願いいたします。

○飯田委員

東京大学の飯田です。ありがとうございます。

まず、1,000件を超えるパブコメがあって、他の先生方からもお話ありましたけれども、非常に関心が高い表れと考えております。また、綿密にしかもフラットに適切に分析をしていただきまして、事務局の方、大変お疲れさまでした。

やはり今後、洋上風力、地球温暖化を考えた時には、洋上風力発電を適切に早めに導入することがやはり重要と思うので、ここはそういう視点も含めて取り組んでいただくと幸いです。

また、これは全体にわたってですが、社会情勢がいろいろ変わっていく中で、やはり制度としては柔軟にうまく整えていただく、修正していただくですとか運用していただくのがいいと感じております。

私のほうからも幾つか各項目についてコメントさせていただくと、6ページ目の迅速性評価に関しては、前回も申しあげましたけれども、やはり洋上風力、国内においてまだまだ全然導入が進んでいない状況で、導入をより一層進めるという意味でも、迅速性は重要と考えております。事業の実現性を少しでもいいものにするという方向はやはり重要だと思いますので、私はこちらのページでは案①のほうがいいと考えております。

8ページ目、落札制限については、先ほど桑原委員からもお話ありましたけれども、黎明期とか条件を付けて適切に運用していくというのがいいと思いました。また、先ほど石原先生からもコメントありましたが、国内産業の育成とかの視点もやはり国内風力発電事業としては重要かなと考えております。海外のことももちろん大事ですが、海外も国内も同じように大事にしていくことが大事だと思っております。

続きまして、事業実現性評価、10ページ目ですが、やはり具体的になったからこそ、価格点と事業内容というのが同等に扱われているという意味で1対1にしていくのがいいと思います。ラウンド1で適切に価格競争をしていただいたので、前回価格は参考にしながら今後進められるという希望的観点で言うと、事業評価かつ今回具体的に点数配分が示されたということもあって、1対1にしていくのがよいと考えております。

16ページ目の市場売電の義務付けについては、特にこの制度の中で固定してしまわなくてもいいのかなと思えますし、先ほど他の先生もありましたけれども、やはり自由にいろいろアイデアを事業者が提出する機会が増えることにもなると思えますので、ここは特に固めなくてもいいのかなと考えております。

最後に基地港湾ですが、運用は大変だと思うのですが、自由度は上がりますし、今後さまざまなコスト低減化等々も考えると、事業者の選択の余地が増えたほうがいいという観点で案2がいいのではないかと思います。他方で運用面とか落札制限との関係とか、さらには天候でうまく基地の利用期間ができなかった場合には玉突きで全体に影響が出てしまうということも含めてうまく運用ルールを考える必要があると感じました。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、次は清宮委員、どうぞご発言ください。

○清宮委員

説明どうもありがとうございました。皆さんとほとんど意見は同じなんですけれども、1つは迅速性とか入札制限という話の時に、私は洋上風力発電というのは非常に今スタートしたばかりで一般の公共事業、道路とか鉄道とかそういった時の入札とは異なって、国内での経験がまずないというふうに思っているんですね。陸上風車を大規模に入れていますけれども、ある意味では個々の規模としては小さいということで、今回の入札でかなりのご意見が出たということは、今後も十分あり得るのではないかとということで、黎明期という言葉を使っていますけれども、1回目、2回目ぐらいの入札の時はやはり試行錯誤して安定化させるという基本姿勢が必要じゃないかと思っています。

それから、もう一つ、国民負担の観点からの議論もいろいろ出ているんですけれども、大規模化してある意味では独占というんですかね、1者か2者である地域をやってしまいますと、実は逆なリスクもあって、能力以上のことを事前にやっちゃって、うまくいかなかった時のリスクというのも結構大きくて、そういう意味では黎明期に当たってはやはりリスク分担をしておいたほうがいいんじゃないかということを考えて印象として持っていました。

それで今回全体のいろいろな賛否の議論でちょっと私気になっていたのは、反対意見と賛成意見を両輪で並行して書かれていますけれども、多分反対意見と賛成意見が五分五分だったのではないかと思って、反対意見が圧倒的に多いという項目についてはしっかり検討していただきたいと思いますけれども、五分五分の時はどっちかに転んでもまたそれに対する反対意見が出る可能性があるので、基本思想はあまり変えないほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

それから基地港湾は私の分野であるんで言わせていただきたいと思うんですけれども、案1と案2で、1つは案1で他の港湾が使えないというふうになった時に非常に逼迫した基地港湾のところで、空いているのに使わせてもらえないとか、あるいは非常に忙しい基地港湾で万が一の地震だとかそういった自然災害を受けたり、あるいは事故が発生して長期にわたって使用できなくなるという可能性もありますので、私は案2を中心に考えていただきたいのと、それから基地港湾そのものは今日4港の事例が出ていますけれども、基本的には2～3年の整備とお金書いていないんですけれども、そんな何千億とか何百億となるような金額ではありませんので、入札結果を見て基地港湾を増やしてくという方向で、今の4港に限るといろいろな議論出てきますけれども、重複した時は増やすという方向で検討していただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。次、加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

今回たくさんのお意見が出て国民の関心が高いことが分かったということと、あとこれまでもお願いしていたのですが、今回初めてきちんと利点と欠点を複数の論点から網羅的に整理していただいたということで、内容が明確になってよかったと思っております。

ただし、エビデンスのあまりない事項についていろいろ意見が出てきているものも多数あるようで、心配事がもしかしたら杞憂に終わる可能性もありますし、こうしたなかで意思決定をするのが結構困難だと感じます。単純に、ある意見が多いからとか少ないからという理由で、多数決で決めるべきことではないと考えます。

最終的に多様な意見が出てきたものをどうやって決めるのかに、多くの人が関心を持つと思うのですが、少なくとも反対意見がある場合には、どうしてそれを採用しなかったのかについて、丁寧に説明していただくことが最低限必要であろうと考えます。

また、これらは、最終的には事務局の責任の下で意思決定されるべきものであり、出されてきた多様な意見はもちろん考慮する一方で、国が掲げている戦略に沿って決めるべきなのだと思います。その意味で、例えば迅速性を重要視するとか、洋上風力の産業育成を重視するという戦略があるのであれば、それらを明確に国の方針として示していただき、そのもとにおいて今回は暫定的にこうさせていただきますという感じで決めるのだと思います。

先ほど清宮委員もおっしゃったとおりで、不確実性が大きくて、エビデンスがない中で物を決めようとしているので、ある程度試行錯誤をする中で方針を決めていくというプロセスを取らざるを得ないのだろうと私自身も思っている次第です。

個別の論点について個人的な意見を申し上げることは可能ですが、さきほど申し上げたとおり、あまりエビデンスのない個人的な意見を幾ら申し上げても意味がないという気がしています。いずれにせよコメントをどのように反映し、最終的に意思決定するのかという今後の方針について教えていただけたらと、ありがたいと思いました。

以上です。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。それでは、次、中原委員、どうぞご発言ください。

○中原委員

発言の機会をありがとうございます。パブコメについて多数の投げ込みがあったということについて皆さまと同じように評価すべきだと思います。私の基本的な立場は、洋上風力発電関連産業、もっと広く言えば海洋関連産業の発展という視点から検討を加えたいというのが私の基本的な立場であります。その点からすると、迅速性の評価はやはり運用指針の原案にも示されておりますように、事業計画の迅速性を評価してということについて基本的に賛成でございます。その場合、一定の遅れが生じた際のペナルティを科すべきだという案も出ているようでございますけれども、その際には不可抗力による免責という点の配慮が必要だろうと考えております。

いずれにしても、5ページ目にグラフも出ておりますが、基本的にはやはり原案の案2の考え方が合理的なのではないかなと思っています。案1もご意見いろいろあったかと思いますが、非常に細かくなり過ぎてということで、合理的に考えると案2ということかなと思います。

それから次に落札制限についてでございますけれども、基本的にはできるだけ多くの事業者をとすることを考慮してということではありますけれども、初期の段階ではここでは黎明期という言葉が使われておりますが、一定のことを考えながらということかと思えます。パブコメの意見にもありましたけれども、ここで言う黎明期というのはどういう定義か、それからその期間はどれぐらいなのか、落札制限を課するのが期間がどれぐらいであるのか、というのをやはり明示すべきなのではないかと思えます。

先ほどどなたかの委員のご発言にもあったかと思えますけれども、例えばセントラル方式を発効する時、あるいは2030年の時期云々というのがあったと思えます。幾つかの選択肢が考えられると思えますので、それも並べて提示して議論を交わしていけばいいのかなと思っております。

それから点数補正については基本的にそのまま結構かと思えます。

最後に基地港湾についてですけれども、資料2でご提案いただきました。やはり今画面に出ておりますが、事業者のほうで複数の基地港湾を利用する場合にはどうすればいいのか。左側のように1対1的な対応で全てできるのであればそれにこしたことはないんですけども、必ずしもそうとはならない可能性も十分考えられますので、基本的に案2が良いと思えます。で、その場合の選定ルールというのをどのような形で考えるのか、これまた同様に例えば次の合同会議までぐらいをめどにしながら、どのようなイメージ、フレームワークが考えられるのかというのを示していただいた上で議論を進めていけばいいのかなと思っております。

複数の占用計画書を出さなきゃいけないのか、1つの計画書の中でこのように使いたい云々というような提出の仕方にするのか、そこら辺も含めて合理的な形での選定のルールがあればいいかなと思います。基本的には、やはり先ほど清宮先生のご発言ですかね、港湾はみんなのものでありますので、合理的かつ効率的にこれが利用されて、ひいては洋上風力関連産業、ウインドファームの実現に寄与していくというような使い方になっていくように希望するところであります。

以上私のコメントです。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、次、大串委員、どうぞご発言ください。

○大串委員

はい、ありがとうございます。もうほとんど議論は出尽くしたようにも感じますし、私の意見はほとんど桑原先生がおっしゃったのと同じような内容になります。

1点お願いしたいのが、いろいろな工夫をすることによって分かりにくくなってしまっ

ているようなところがあるのではないかと。特に公募における基地港湾の利用の仕方も、もちろん効率的に使うということは大前提だと思うんですけども、事業者の方が公募に際してどこの基地港湾を利用できるかということに対しては、順位がもしかして1位で最初落札できたのに、港湾が重なってしまったので繰り上げで駄目になってしまうとか、そういう分りにくくて不公平を感じないような仕組みにしていきたいと。

そういった意味では、いったんは案1で出していただいた上で、もし近傍が利用できるということが採択の後に確定した段階で利用を促すというようなことのほうが分かりやすいのかなと思っております。いろいろ今まで皆さまのご意見も含めて、どういうふうに言ったほうがいいのかと思ったんですけども、ほとんど議論が出尽くしているという点で一番申し上げたいのが、シンプルに分かりやすく誰が見ても公平な手続きによって、それが分かりやすく提示されているというところまで条件を絞っていただけないかなと思いました。もしくはこういった港湾の例などに関して言うと、具体的にどういう時にどういう状態が発生するのかという豊富な例を出していただくことによって、事業者の方の納得度を高めるような努力を今後もお願いしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。來生先生、また最後に総括的なコメント頂きますけれども、ひとあたりご発言いただいた——石原委員、追加ですか。どうぞご発言ください。

○石原委員

さっき事務局から私の意見について尋ねた件についてなんですが、バランス的に考えると案1のほうがペナルティ新たに設定する必要はなく、そういう意味では非常にバランス取れた案ですので、先ほど私が2のほうをいいではないかといった趣旨が運開の時期に対して評価することと、もう一つが点数で最高点で調整するということを考えたんですが、最高点の話が後で1対1のところでは評価できるとされていますので、案1のほうがバランスよく全体的に運用する際にしやすいということもあり、案1に変更させていただきます。いずれにしても迅速性評価のことについて賛成ですので、この辺については最終的に事務局案出していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○山内座長

はい、ありがとうございました。先ほど言いました、大体ひとあたりご発言いただきましたが、聞いていますとやはり皆さんだんだんと、もちろん項目によって反対、賛成というのがあるんですけども、ご意見は収束の方向に向かっているかなと思います。

それで私の印象では、決めていく時に詳細にもうちょっと議論すべきところが幾つか指摘されていて、そういったところについて次回までにいろいろ詰めていくのかなと思っておりますけれども、資料5の迅速性評価の案1から2、3とあるわけですけども、これについて何名かの委員からご指摘いただきましたけれども、もしこれを採用する場合、どうし

たらいいかということについてももう少し事務局からご意見頂けないか。

○石井室長

先ほど石原委員からここについて案2というご指摘、ご意見ありました。ついこの前にお話しいただいた6ページの案①の話だったと思うんですけども、今座長からお話しただいたところは5ページ目のところでございますが、案1、2、3とありますけれども、ここについてご意見が石原委員以外になかったものですから、もしご意見あればと思いついて、いかがでしょうか。

○山内座長

桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。個人的には案3を拝見して、これも非常に合理的なご意見だなと思えました。あとは案3についてはこれまであまり議論がされていなかったように思うので、取りまとめに向けてどうなるのかなというところであえて発言はしなかったのですが、フラットにどれがいいですかと聞かれると、案3というのは非常に合理的なお話かなと思っております。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。

○清宮委員

清宮ですけども、よろしいでしょうか。この議論する時に、遅れた時のペナルティという話と連動しているのかなという気がしていて、案1、2、3とやった時に、そう細かく評価してペナルティを科したり、一番最後にどんとペナルティを科するというのではちょっと進め方としてはおかしくなるというんで、この段階がいいかどうかは分かりませんが、途中で何回か評価していくというのがいいんじゃないかと思えました。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。あと飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

ありがとうございます。案1、案2、案3あって、案1でより細かくという案が出ていますが、やはりいろいろな意味で示された日付の制度みたいなのがかなり細かく評価しなきゃいけないという意味では、平均化している結果になるんじゃないかなと思うので、案2の原案でいいと感じています。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。大串委員、どうぞ。

○大串委員

はい、ありがとうございます。私も飯田先生と同じで、先ほど清宮先生のように抱き合

わせでもし遅れた場合のということを考えるのも大事だと思うんですけども、この件に関してはやはり事業者の予見可能性が非常に高く、さらに案3よりも早期運開のインセンティブが大きいというところが分かりやすく、さらにインセンティブもあって、われわれが早く洋上風力の電力を手にすることができる可能性が高まるという意味で、案2がよろしいと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は中原委員、どうぞ。

○中原委員

はい、ありがとうございます。先ほども発言したつもりですけども、迅速性の評価というのはウインドファームの実現に向けて海洋関連産業の振興に向けて重要なものと考えておりまして、案2が合理的と考えております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。それでは、原田委員、どうぞ。

○原田委員

私も案2がよろしいかと思えます。理由については、皆さまがおっしゃったことに加えまして、洋上風力のような大型で長期にわたる工期が長いものについて、1カ月ごとにそこを見通すことについて蓋然性と、それからどこまで本当にできるのかということ、また工期の調整というのはもちろん途中で工期を調整したり早くしたりというような実態的にはそういう運用がされる中で、どこまで当初のところの細かく刻むことに意味があるのかという点からいって、私も案2かなと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。この件についていかがでしょうか。他にいらっしゃいますか。桑原委員、もう一度ご発言ですか。どうぞ。

○桑原委員

1点補足させていただきますと、今後いろいろ詰めていく時に、迅速性評価について皆さんのおっしゃっているインセンティブを付けていくということ、これがエネルギーミックスの目標などを考えても重要だということは理解をした上で、一方でそれについて重み付けをすればするほど、それを守れなかった時のペナルティというのを重くしないとバランスが悪いという議論が出てくると思います。

ただ、洋上風力は黎明期であり、今後どうなっていくのかよく分からない面もあり、ペナルティをきつくし過ぎると、事業者側にとっては非常にきついことになるのではないかと、そういうことも考えると、案3の整理というものもあるのではないかと趣旨でございました。

ただ、今まであまり議論されていないので、案2の原案ということであれば、それはそれでその方向かなと思いますが、ペナルティをどう整理するのかというところはしっかり詰めなくてはいけないとも思っているところです。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。桑原委員のご指摘からすれば案3というのも1つの論理的な帰結かなと私は思いました。

○桑原委員

ペナルティのところの議論が事業者に萎縮効果を与えるかもしれないということを考えると、案3で整理してしまうのは1つすっきりするかなと思いますが、インセンティブが必要だということで案2に行くのであれば、そのペナルティをどうするかもセットで考えないと、公平性に欠ける面もあるのではないかと、その辺りのバランスを考えておりました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。その他にいかがでございましょうか。よろしいですかね。大体皆さんご意見を伺えたと思います。

全体を通じて何かご発言ご希望の方いらっしゃいますか。もしよろしければ事務局から何かお伝えすべきリプライとかあれば。

○石井室長

どうも皆さまご意見頂きまして、ありがとうございました。これまでの合同会議の中でもお話をしてまいりましたけれども、昨年秋に閣議決定しておりますエネルギー基本計画、エネルギーミックスの実現が昨今のウクライナ情勢を踏まえましたエネルギー安全保障の観点からもより一層重要になっております。

加えまして、言わずもがなですけれども、電力の安定供給、その表裏にありますけれども、サプライチェーン形成を着実に進めていくこと、あと電力料金といった国民負担の抑制、それから地域、漁業との共存共栄、今申し上げた4点を実現できます理想的な計画について、評価制度の中でしっかりと評価していくということが重要だと思っています。この観点から今ご議論いただいた評価制度の案についてきちんと考えていくことが大事だと我々は捉えています。

いずれにしても、今日委員の皆さまから頂いたご意見も踏まえつつ、次回取りまとめ案をお示しできるようにしたいと考えております。ありがとうございます。

(3)「日本版セントラル方式」における調査対象区域の選定の考え方について

○山内座長

はい、ありがとうございました。來生先生、全体を通じて最後にコメントを頂くことにして、取りあえず資料3について事務局からご説明いただけますか。

○石井室長

はい、承知しました。それでは、資料3をご覧いただければと思います。資料3は、日本版セントラル方式における調査対象区域の選定の考え方でございます。これは1月14日の第10回の合同会議の中で、日本版セントラル方式の今後の論点としまして3つ課題というか論点をご説明させていただいたところです。

1つが調査スペックをどうしていくかということ、2つ目が対象区域の選定方法をどう考えるか、そして3点目が費用回収の考え方という3つの論点がありますということをご紹介しました。

1つ目の調査スペックについては、第14回の合同会議の中でご報告したとおり、中間取りまとめというものをお示したところです。今日これからご説明するのは、対象区域の選定方法の考え方、2番目の論点についてでございます。

それでは、おめくりいただければと思います。セントラル方式については、従来からご説明しておりますけれども、複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施することによる非効率性ですとか、それに伴う地元漁業における操業調整等の負担が生じていると。

これらの弊害を解消するために、こういった案件形成の初期段階から国が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査などを実施する仕組みという形で、日本版セントラル方式ということは今検討しているところでございます。

その一貫としまして、JOGMECが担い手となって、洋上風力発電事業の検討に必要な調査を実施していくという仕組みを今つくろうとしているところでございます。

6月23日の合同会議の中でもご説明いたしましたけれども、今般JOGMEC法を改正して、JOGMECが下のプロセスイメージにありますように、洋上風力発電の基本設計に必要な調査、風況調査ですとか地質構造調査といったものを実施できるように法改正したところでございます。

具体的にこのプロセスイメージにありますように、まず都道府県から毎年行っておりますけれども、国に情報提供いただいて、その中から国が調査対象区域を選定した上で、JOGMECによる調査を実施し、それと並行してですけれども、下の部分、再エネ海域利用法に基づく地元における協議会の設置、協議というものが並行して走りながら、青い矢印のところですが、JOGMECによる調査結果が出たら、それを事業者に提供しつつ、国による促進区域の指定と発電事業者公募の実施という形で流れていくことを今想定しております。

次のスライド2ページ目ご覧いただければと思います。調査対象区域をどのように選定していくか、その考え方の案でございます。まず1つ目の選定における必須事項としておりますけれども、(1)です。当然ではありますけれども、対象区域で調査を実施することについて地元のご理解が必要です。調査を迅速かつ効率的に実施していくためには、調

査の実施方法だけではなくて、関係者との事前調整を円滑に進めて、早期に調査に着手することが重要です。

そのため、対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）から、調査を実施することに対する理解が得られていることを前提条件としたいと思っています。

その上で（２）なんですけれども、JOGMEC法省令との適合性というところがございます。先ほど申し上げた改正JOGMEC法で、JOGMECが行う洋上風力発電に係る調査業務についてなんですけれども、下の点線枠囲いの中にJOGMEC法を引用しておりますけれども、経済的または社会的な特性によって国および機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものというふうに規定しております。

経済産業省令で定めるJOGMECの調査というものについては、以下の漢数字で書いてありますけれども、一番と二番のいずれかに該当する地域を対象としたものと考えております。

まず一番です。海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域。

二番ですけれども、二以上の事業者がそれぞれに調査を実施することなどによって漁業その他の活動に支障を及ぼす恐れがあると認められる地域。

この一番ないしは二番いずれか該当する地域を対象として進めていきたいと考えています。

次のスライド3ページ目をお願いします。ただ、そうはいつでも今申し上げた条件を満たす区域であれば、全て調査できれば望ましいんですけれども、現実的には調査に係る予算ですとか人員といったリソースに制約がございますので、優先順位をしっかりとつけていくことが大事だろうと考えています。その際に、対象区域における利害関係者の特定、それから法定の協議会を開始することに対する調整の状況、具体的には漁業、航路等の利害関係者の他、関係市町村や地域における理解の状況なども参考情報として考慮していく必要があると思っていますし、それから対象区域において想定される出力の規模、その他政策的観点から優先順位をつけて取り組む区域を選定していく必要があるのではないかと考えています。

その具体的な選定方法、段取りですけれども、それが3番です。まず（１）ですけれども、調査対象区域の選定に用いる情報につきましては、現在、先ほどのスライドでご説明いたしましたように、都道府県から毎年情報提供を国に頂いております。それと同じでして、有望な区域の整理に向けた対応と同様に、都道府県から情報提供いただいて対象区域の検討を行いたいと思っています。

必要に応じて関係行政機関等への意見照会を行って、その意見内容も適宜加味していきたいと考えています。

それから、(2)です。調査対象区域の決定の手順です。これにつきましては、あらかじめ現在、有望な区域の整理も同じようにやっておりますけれども、それと同様に有識者を含めた中立的な第三者委員会に意見を聴取すると。

その際、先ほど申し上げた必須事項と考慮事項、それから第三者委員会の意見を踏まえて、経産省、国交省において調査対象区域を選定するという形にしたいと思っています。

ご参考として4ページ目付けておりますけれども、こちら令和5年度の概算要求として、新規にJOGMECがまさにセントラルの調査を実施していくのに必要な運営費交付金として、今概算要求額45億円ということで新規に要求をしているものでございます。

資料3につきましては以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。資料3についてセントラル方式の調査対象区域の選定、これについて何かご質問、ご意見あればご発言願えますか。いかがでしょう。飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

はい、ありがとうございます。ご説明もありがとうございました。最後の予算のところ、今表示されている予算についてですが、45億だと約何海域を想定されているのかというのが1つ目の質問、もう一つは2ページ目の一番下の赤字のところ、JOGMECの改訂した部分については、採算性を分析するものであってという記載があるので、共通的な調査というのは風況と地質に限るとということになるのでしょうか。今後調査する項目が変わっていくことは、この中では対応できるのかという質問です。3点目は、区域の広さはどうのように決めていくのか、それを考えつつ調査区域を選定していくのか、その点どのようにお考えか教えていただければ幸いです。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ご質問まとめて最後に事務局からお答えいただこうと思います。次のご発言は加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。3ページ目で、想定される出力規模を考慮するという話がありました。今回の話は、結局は、予算が決まっている中で優先順位を決めたいということだから、一番大きな効果というか便益が得られるものを得ようとしているのだと私は理解しました。そこで、改めて便益はどこから発生するのかと考えてみると、さきほどの話によれば、複数の事業者が同一海域で重複調査を実施することによる非効率を改善することが最大の便益だと思うのですが、それは出力規模におおむね比例していると理解してよろしいでしょうか。私はそうなのだろうと予想したので、ご提案はリーズナブルだと考えたのですが、一応どういうロジックで出力規模を考慮することになったのかについて教えていただければありがたいです。

以上です。

○山内座長

次は石原委員、どうぞ。

○石原委員

ご説明ありがとうございます。私も飯田先生と近いような質問になるかなと思います。今回の説明の中では、特に地盤調査に関してどういうレベルまでに調査して、どういう考え方に基づいて実施するかというのがもし現時点で分かっていたら教えていただきたいと思っています。

具体的に事業を進める上では地盤調査は極めて重要ですが、今の計画段階、入札のための調査ですので、そこに関してどのような考え方、現時点でもし分かれば教えていただければと思います。

風速に関しては、今現在ルールかなり明確になっていて、基本的に洋上が今 10 キロの範囲で 1 点、そうすると大きいエリアだと 2 点測ればよいということが今想定できるんですが、地盤に関してセントラル方式で実施する場合どんな考え方で計画されるのかなということを教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、清宮委員、どうぞ。

○清宮委員

日本版セントラル方式の調査の件なんですけど、1つは今後何年間これを続けていくかということは何か考えられているんでしょうか。単年度かどうかということと、それからもう一つは基本的には、当面は着床式だと思うんですけども、早い段階から浮体式に関する地盤調査も行う予定なんですか。

それと他の委員の方もやっていたんですけども、着床式にしる浮体にしろ、水深とか風とか自然条件、広さの話、可能と考えられる領域というのはかなり限定されてくるんじゃないかと思うので、事業者がどれだけ参加するかどうか分からない時点で 3 ページの区域の選定が一度そういう調査をされるんでしょうか。調査というのは要するに事業者が応募する可能性があるという調査をされるんでしょうかということです。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、大串委員、どうぞ。

○大串委員

ありがとうございます。民間が重複して調査をしそうな区域に入っていくというふうには理解できるんですけども、例えば飯田先生がおっしゃったように、45 億円でどれぐらいできるのかということを含めて、民間資金による調査をさらに迅速化させるような方法とか、もしくは民間資金を利用して調査の項目を増やすような方向性というのを考えてお

られるのかということをお聞きできればありがたいです。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。中原委員、どうぞご発言ください。

○中原委員

はい、ありがとうございます。今ちょうど画面に出ておりますけれども、セントラル方式日本版の導入をぜひ進めていただきたいと思います。今画面に出ているブルーの字の下の方先ほど説明がありました一と二があります。太字でアンダーラインになっておりますけれども、一の方では事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが難しい場合、経済的な意味で、これは事業者が独自にやるにはなかなか大変だという点をおもんばかってということで意味がありますし、それに加えて2番目、複数の事業者がそれぞれに個別に調査を実施するとすると、漁業その他の活動に支障を及ぼす恐れがあるとありますが、漁業その他の活動に支障の他に、混乱が生じて、それを個別の事業者が調整していかなきゃいけないということは非常な負担になるわけで、そういうことにならないようにするためにも、セントラル方式による実施をぜひ進めてもらいたいと思います。先ほどの質問の中にもあったかと思いますが、これはずっと続けられるものではないかなと私は考えておりますけれども、事務局の方からご説明の追加をお願いできればと思います。

それから3ページ目に調査対象区域の設定の手順で、下のほうに第三者委員の意見を聴取するとあります。私が説明を聞き逃したかもしれないんですが、これは事業者選定について設定されている第三者委員のことを指しているのではないかと思います。つまり既にある第三者委員とは別の第三者委員をつくるという意味ではないというふうに解釈していますが、それでよろしいでしょうかという確認です。

以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいかがですか。よろしいですか。かなり質問も出ましたのでお願いいたします。

○石井室長

順不同になるかもしれませんが、多くのご質問、ご意見頂きましてどうもありがとうございました。お答えできればと思います。

まず45億円で何海域を想定しているかというものですけれども、現在NEDOのセントラル実証事業の単価ですとかそういったものを踏まえたと、恐らく3海域程度ではないかというふうに我々は考えております。それが単年度のこれでおしまいと言いますと、我々としては複数年にわたって実施していきたいと考えておりますので、1回で終わる調査ではないというふうに捉えていただければと思います。

それから風況と地質についての調査かというご質問頂きましたが、そのとおりでござい

ます。

あと区域の広さについてはどのように考えるのかというご質問頂きました。これは実際、調査をするに当たりましては、例えば、漁業者などの先行利用者のご理解が必須になります。したがって、都道府県から国に対して情報提供いただく中でご理解が得られているエリアというものを提示いただく形で我々対応していきたいと。その中で区域の広さというものもある程度見えてくると考えております。

それから、想定される出力規模とした理由は何かと加藤委員からご指摘頂きましたけれども、やはり我々としましては閣議決定しておりますエネルギー基本計画、エネルギーミックス、それからビジョンでお示しをしましてまいりました2030年の10GW、2040年の30～45GWの案件形成目標というのを政府の目標として掲げておりますので、その実現に向けて出力規模というものを1つの優先事項として掲げているという理由でございます。

それから、石原委員からご質問頂きました地盤調査はどのようなレベルで実施するのかというものでございます。これは事業者が基本設計をされる際に必要となるようなレベルの地盤調査データというものを想定しています。前回の合同会議で中間取りまとめというものをお示ししましたが、これをベースに実際はセントラル制度に基づく調査をしていく上で、当該海域ごとに調査内容についてはカスタマイズしていく必要があると考えています。

それから、清宮委員から浮体式については排除しないかということでございますが、浮体式についても排除は致しません。

大串委員から民間資金による調査を迅速にする方法があるのかというご質問を頂きましたけれども、現状はこれについて今お答えできるものがございません。まずはセントラル制度をしっかりと確立して、政府として調査をしていく海域を決めて、迅速に取り組んでいくことが大事であると考えております。

それから、中原委員からご質問頂きました第三者委員は事業者選定の第三者委員会かというご指摘でしたけれども、ここで言う第三者委員会は事業者選定の第三者委員会とは別物になります。毎年行っております有望区域の選定などを実施している第三者委員会と同じような位置付けと考えておりますけれども、委員構成等が同一かどうかについては、これから制度を設計する中で具体的に決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。まだある方、時間のほうもございますので。もう一つ報告事項で参考資料でございます。これについてもご説明いただけますか。

○石井室長

はい、承知しました。そうしましたら参考資料をお開きいただければと思います。参考資料です。こちらグリーンイノベーション基金の洋上風力発電低コスト化プロジェクトフェーズ2についてというものです。

1枚おめくりいただけますでしょうか。1ページ目です。こちら第10回の合同会議の参考資料でお示ししたものと同一スライドになります。現在1,200億円程度のグリーンイノベーション基金を活用させていただいて、フェーズ1としまして浮体式の洋上風力に関する要素技術開発を進めております。左下側のテーマ①から④まで4テーマにわたって実施中でございます。

今後最速で2023年、来年度からですけれども、浮体式の実証ということで、風車浮体ケーブル、係留等の一体設計を行った実証というものを進めていきたいと考えております。

次のスライドです。2ページ目でございます。こちらはことしの1月21日に公表いたしましたフェーズ1の採択事業をお示ししたのになります。さきのスライドでお示ししましたテーマ①から④について具体的に採択事業者と採択テーマについてお示ししたものをご紹介します。

続いて3ページ目お聞きください。このフェーズ2、具体的にどのように進めていくかというものをこちらでお示しをしています。

まず概要です。フェーズ2では先ほど申し上げました2023年度から実海域での実証というものを実施してまいります。その際は、将来新たな促進区域の創出など、拡張性あるプロジェクトを実施していく必要があると考えています。

その海域の選定ですけれども、実証事業の海域選定については、35万kW以上の出力ですとか、発電事業者の公募、30年間にわたる占用、これらを前提とした再エネ海域利用法の枠組みではなく、実証実施を希望し地元調整を進める自治体の条例に基づいて海域占用を許可する形で実証については進めていきたいと考えています。

また、浮体式洋上風力発電設備の将来的な大量生産に向けまして、フェーズ1の技術開発成果も取り入れながら、わが国の産業競争力強化に資するように、グローバル市場も見据えて、コスト目標ですとかタクトタイムなどを設定した技術開発を実施してまいりたいと思っています。

4ページ目です。実施の区域とそれから事業者選定プロセスについてこのように考えております。まず都道府県から①、②、③、3つの条件を満たす区域について情報提供を受け付けたいと思っています。地元の利害関係者の理解が得られている、それから将来隣接する区域の促進区域化が目指されている。これ浮体式でございますので、水深が50メートル以上ある。

(2)です。これらの情報提供のあった区域について、例えば、隣接地域について、将来、促進区域の基準を満たし得るかなどを確認した上で、国として実証候補の海域を確定し、公表いたします。公募に参加する事業者は、この候補海域の中から実際取り込まれる実証海域を選定いただいて、実施計画を国、NEDOに作成、それから提出いただくというものでございます。

そして、採択審査を経て、実証事業者、海域を決定する。2カ所程度ということを用意しています。

具体的なスケジュールについては、下の表にあるとおりでございます。

最後、参考としまして国外における浮体式実証の現状というものを示しています。

資料については以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。何かご質問ありますか。あれば簡単をお願いします。

原田委員、どうぞ。

○原田委員

はい、ありがとうございます。フェーズ2に移っていくということは重要かと思っておりますので、非常に良いことだなと思っております。その上で2点ほど確認をさせていただきたくて、実証のフェーズ2の1つのプロジェクトの規模感というものはどのようにお考えかということと、もう一つはフェーズ1の技術をフェーズ2にしっかり反映していくというのは極めて重要かと思っておりますが、一方で規模が大きくなりますといろいろな運営のノウハウとか、またさらにフェーズ2を実態のプロジェクト、商用プロジェクトまで発展させていくという観点から、幅広いプレーヤーが入っていくということも重要かと思っておりますので、フェーズ1のプレーヤーももちろん参加ということになるのかもしれませんが、幅広い参加者をフェーズ2から導入していくということをお考えかということを確認させていただければと思います。

○山内座長

他にいらっしゃいますか。それでは、取りあえず今の点について。

○石井室長

原田委員、どうもありがとうございます。まず規模感についてですけれども、フェーズ2については補助額としてですけれども、850億円というものです。大体2海域程度でこれを実施したいと思っております、その中で実際提案事業者がどの程度の浮体式風車を基数ですけれども導入するのかというのを検討いただくということだと思っております。

プレーヤーの方々のお話ありましたけれども、当然フェーズ1で採択されたプレーヤーのみならず、当然フェーズ2から新たなプレーヤーの方々により多く入っていただきたいと考えておりますので、フェーズ1の採択事業者に限定することは決してございません。

○原田委員

分かりました。ありがとうございます。

○山内座長

石原委員、どうぞ。

○石原委員

フェーズ2に移っていくということが非常に重要ですが、1点だけ確認させていただきたいんですが、将来的にその海域に使って、商用化していくという考え方もあるし、場合によって新しい技術をそこで確立していくと。恐らくフェーズ2を实际やっている事業者

の目的が少しいろいろな考え方あるように思います。その場合、終わった後にフェーズ2の事業、その後続けて商用化に移っていくケースと、また場合によって移っていかないというようなケースが考えられるんですが、今回フェーズ2について将来の計画について何か制限とか要求とかそういったものはあるのでしょうか。

以上です。

○山内座長

いかがでしょうか。

○石井室長

石原委員、どうもありがとうございます。これはやはりプロジェクトとしては当然拡張性があるプロジェクトが大事だと思っています。大量導入して低コストで生産していくことが極めて重要ですので、したがって、そういう目標ですとかビジョンが見えるようなプロジェクトをしっかりと採択していきたいと思っています。

他方でプロジェクトが終わった後、商用化に至るのか、それともそこでおしまいなのかみたいなところについての制限については、これから制度設計を具にやっていく中で我々としては検討してまいりたいと考えております。

○石原委員

はい、ありがとうございます。了解いたしました。

○山内座長

ありがとうございました。議事は以上で全て終了ということでございますので、來生委員から時間がきつくなりましたけれども、コメント頂ければ。いかがでしょうか。

○來生委員長

來生でございます。そもそも論から言いますと、今回のルール of 修正をしなければいかんということの原因がマーケットに対する社会の2つの異なる認識と申しますか期待するものから来ている。前回も申し上げましたように、1つはある時点で価格競争をするということによって、低価格でより良い品質のものが提供されるという期待。それに対してマーケットでの主体の多様性を確保することによって、中長期で競争のダイナミズムが発揮されるということを期待する。

これはこの問題についての社会的意思決定ってなかなか難しく、それぞれが考えている条件とか時間の長さが全く違いますから、先ほど加藤委員からご指摘があったかと思えますけれども、エビデンスとか論理性というもので決着をつけるのができない問題というのがそもそもからある。

ただ、さはさりながらもう一つは、ある前提を取るということを決めてしまえば、総体的に技術的な観点からどちらがより合理的かということ、効率的合理性というような観点が決着がつけやすい。そういう問題と異なる2種類の問題をこの委員会が抱えているんだなというのを認識しておりました。

最初に今回のパブコメ、大変いろいろな方がいろいろなご意見を出していただいたとい

うことを今日の会議の打ち合わせの時に聞いた時に、率直な印象はそれぞれの立場のそれぞれの論点をさらに細かくメリット主張したりして、どんどん議論が分かれていって、これをまとめるのはすごく大変だなと直感的には思っていたんですけども、今日の委員会の諸委員のご意見を聞いて、先ほど山内座長もご発言ありましたけれども、何となく一安心したといえますか、全体のまとめに向かっての方向性というのが出てきたのかなというのが今日の委員会の印象でございます。

これからの作業といえますか前提、この時点で先ほどマーケットに対する2つの期待と言いましたけれども、そのどちらをなぜこの時点で取らなきゃいかんのかという整理をする。その決断をすれば、あとは技術的な問題に落として、それぞれの合理性、効率性ということを総体的に判断していくことができるようになるという、そこまでは見えてきたのが私の今日の委員会の印象でございます。

これからまとめていく際に気を付けなければいけないことは、何人かの委員からのご指摘がございましたけれども、ルールメイキングですから、あまりにも複雑なルールと複雑過ぎるオペレーションは必ず失敗するとマーフィーの法則で言われますけれども、やはり過度に複雑にルールをしないということに留意しなきゃいかんということが1つだと思います。

それともう一つは、このルールが適用される想定される時間の長さ、当面2050年まで30年、40年、50年まだいぶ先で、そんな先のことは誰にも分かりませんから、環境もどんどん変わっていくという中で、どれぐらいの時間の長さでルールの適用を考えるのか。個別の論点ではいろいろ皆さんからご指摘があったところだと思います。

それから、もう一つはサプライチェーンの形成をしっかりと考えていく、国内産業の育成につなげるということ非常に大事なポイントだと思いますけれども、市場等その他との関係で言うと本当に可能なのか。部分的には当然可能だと思いますけれども、本格的にやろうと思ったらどこにどれぐらい力を入れてマーケットの機能を補っていく覚悟を国全体としていくのかということの整理も必要ではないか。

それから、考えるべき時間の長さとの関係もありますけれども、今回の迅速性の導入というようなことにも象徴されるように、世界の日本を取り巻くエネルギー環境はどんどん急激に変わっていていますので、内外の環境変化も予想できるもんだったら誰も苦勞はしませんけれども、そのようなことに留意しながら、最後の詰めをするということが大事なということをご意見を伺いながら考えました。

それからもう一つの課題であった基地港湾については、私も責任を持っております国交省の委員会のほうで今日のいろいろな皆さんのご意見を参考にしながら、しっかりと議論して取りまとめていくということかなと思っております。

以上でございます。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。特に前半おっしゃったことは私も全く同感でござ

ざいまして、次回の合同会議では本日の委員の皆さまから頂いた意見を踏まえまして、事務局からの今後の具体的な運用指針案についてお示しいただければと思います。

それから、日本版セントラル方式は委員の皆さんから出たご意見を踏まえながら、これも事務局で引き続き検討をお願いしたいと思います。

3. 閉会

○山内座長

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を閉会とさせていただきます。本日もご多忙のところ熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。